

アンケート票1

質問は3つです。それぞれの質問について立候補ご予定者様のお考えをご記入ください。

新市政とは立候補ご予定者様の市長就任後の新たな市政全体を指します。

立候補ご予定者様のマニフェストとして実現されることを前提としてご回答ください。

現在の条例や制度、仕組みに対するご提言でも結構です。

立候補ご予定者様のお名前 高比良元

(1) 市民活動にはどんなイメージをお持ちでしょうか。

地方自治は本来ある意味での市民主導の自立(=自治社会)を
尊重するところが基本であると認識しています。
その認識から現在の県の市民協働説の前述では県民おもて
やさんからして創造性の班長としてNPO法人の設立促進や行政との協働
の実践、オブリティア活動支援やセンターの設立等に向けた取り組みを県と一
緒に実施し、市町村への普及も開始した。市民主導の新しい公的仕組みづくりを実現します。

(2) 佐賀県では協働化テストを行うなど行政の情報を積極的に公開し市民活動団体との協働を
進める取り組みをしています。長崎市の新市政と市民活動の協働に関する方針はどのように
にお考えでしょうか。

佐賀県の取り組みや先進事例並びに欧米のトレス、エージェンシー、
ブランク等の取り組みに習いながら長崎モデルの協働型市政運営
を構築する

(3) 長崎市市民活動センターが平成30年度から指定管理者制度で運営されております。長崎
市内の指定管理者の状況をみると、平成29年度は145件、決算額3,093,949千円と協働
形態別の中で最も多くなっています(参考資料の別添2)。

のことから、長崎市の指定管理者制度の在り方についてどのようにお考えでしょうか。

指定管理者制度の本旨は収支及び効率といふより、行政が
管理すること以上に市民にとって利活用の手段となり、利用しやすさと
利用サービスが充実するものである。
このことと本旨について現行の指定管理の実態を検証する。

アンケート票1は以上です。ご回答ありがとうございました。

引き続きアンケート票2へのご回答もお願いいたします。

アンケート票 2

質問は 18 件です。※『第 5 回都道府県、主要市における NPO との協働環境調査』の調査項目をベースに市民、市長、市議会、市職員が対等の立場でお互いに役割を果たし、協働を進めていく上で不可欠と思われる項目ごとに質問を作成しています。

ひとつの質問につき、もっとも近いお考えの番号を一つ選んで○をおつけください ([5] の (1) は複数可)。自由記述欄へは施策に関する、より具体的な目標や期間等のご記入をお願いいたします。

(質問の欄外に、※2014 年に全国 255 の自治体を対象に各地の NPO 支援組織が調査した『第 5 回都道府県、主要市における NPO との協働環境調査報告書』の長崎市の調査結果を付記しております。設問項目・指標については下記 URL にてダウンロード可能です。

<http://blog.canpan.info/kyoukantyou5/archive/6>

長崎市は、ハンズオンながさきの事前調査の内容を長崎市市民協働推進室に確認していただき回答いただいたものです。ご参考ください。)

立候補ご予定者様のお名前

高比良 元

【1】協働をしきみにするためのプロセスについて

(1) 協働環境を向上する指針や条例の策定などを推進し評価する体制をどのように構築しますか？

協働を体系的に進めるにあたり、まずは根拠法令の整備が必要です。協働を進めるための法的根拠の整備と、その推進・評価体制の整備についてお考えを聞かせてください。

<方針として当てはまる番号に○をおつけください>

0	NPO との協働に関する指針や条例を策定する予定はない。
1	首長の公約や年度の基本方針に、NPO との協働の推進を掲げる。
2	NPO との協働に関する指針や条例の策定についての検討を行う。
3	NPO との協働に関する指針や条例の策定にむけて既に準備を行っている。
4	NPO との協働に関する指針又は条例のどちらか一方が既に策定されている。
5	既に策定されている NPO との協働に関する指針又は条例に加え、協働を推進し評価する体制を整備し、ウェブサイトで公開する。
6	既に策定されている NPO との協働に関する指針又は条例に加え、協働を推進し評価する体制を整備し、中期的な推進計画を策定するとともにウェブサイトで公開する。

(2014 年の調査結果)

平成 17 年 12 月に「市民活動と行政の協働に関する指針」を策定し、平成 18 年 2 月に「市民活動との協働（パートナーシップ）」のマニュアルを作成した。平成 23 年により分かりやすい協働のハンドブック「もってこ～い市民力」を作成し改訂していく予定。

<自由記述欄>

市民主導による新しい公共の形づくり条例（仮称）を 1 到 2 年内
のうalse に制定する。

(2) 協働をしきみにするためのプロセスをどのように公開しますか？

協働を推進するためには、指針・条例作りの段階から市民に公開し、市民と共に作る事が重要です。

指針や条例の策定のあゆみを市民にどれだけ公開されるか、お考えを聞かせてください。

<方針として当てはまる番号に○をおつけください>

0	公開は行わない。
1	検討する会議体の開催年月日、議案のみを冊子で公開する。
2	ウェブサイトで、決定事項と経緯の要約を公開する。
3	報告書や公開用資料として、閲覧可能な状態とする（経緯を閲覧可能とする）。
4	ウェブサイトで検討・条例策定段階の摘録を公開する。
5	ウェブサイトで検討・条例策定段階の摘録を公開し、策定までのプロセスを順を追って分かりやすく理解できるよう公開する。

(2014 年の調査結果)

指針及び指針策定時の資料は市役所 1 階の資料コーナーで閲覧できる。協働ハンドブック「もってこ～い市民力」は平成 22 年度の市民力推進委員会内ワーキンググループで検討し作成。その時の様子は平成 22 年度の市民力推進委員会議事録に掲載し、HP で公開している（附属機関、会議録のページ）。

<自由記述欄>

④ 上

(3) 協働を仕組みにするためのプロセスとその後の運用の評価・見直しへの市民参画をされますか？

指針や条例の策定及びその後の運用の評価・見直しに市民がどれだけどのように関わるか、お考えを開かせてください。

<方針として当てはまる番号に○をおつけください>

0	市民が参画する予定はない。
1	指針等の試案を市民に開示し、意見を求める機会を設ける（パブリックコメント等）。
2	指針等を検討する会議体が、活動中の団体に意見を求める。又は指針等を検討する会議体に公募ではない市民委員が参画する。
3	指針等を検討する会議体に市民委員を公募する。
4	指針等の策定時には公開の場で、試案作成段階から意見交換を行うが、進捗の検証や見直しでは公開の場での意見交換を行う予定はない。
5	指針の策定と見直しを検討する会議体（公募の市民委員を含む）が、公開の場で試案作成や進捗の検証段階から意見交換を行う場を設ける。
6	指針の策定と見直しを検討する会議体（公募の市民委員を含む）が、公開の場で試案作成や進捗の検証段階から意見交換し、委員でない市民や団体にも意見を求める機会を設ける。

(2014年の調査結果)

指針策定には市民委員（内公募委員2名）が参画している。基本指針素案についてパブリックコメントにより意見募集も行った。協働ハンドブックの作成に携わった市民力推進委員会のワーキンググループには当時6名の市民委員（公募1名）が参画しており、今後も同様の体制で見直しを行う。

<自由記述欄>

【2】しきみが効果的に活用されるための整備について

(1) 協働の推進を担当する部署をどのように機能させますか？

協働の実践を進めるためには指針や条例があるだけでは不十分です。協働を推進する部署（市民からの提案を受け止める窓口）の設置についてお考えを聞かせてください。

＜方針として当てはまる番号に○をおつけください＞

0	機能は設けない。
1	市民からの協働の問い合わせに対応するための担当を配置する。
2	市民からの協働の提案に対応する制度・担当を設ける。
3	市民からの協働の提案を検討して回答する制度・担当を設ける。
4	制度に基づき、担当者とNPOの具体的な政策協議の場を随時設ける。
5	制度に基づき、担当者とNPOの具体的な政策協議の場を定期的に設ける。

(2014年の調査結果)

市民協働推進室が設置されている。提案型協働事業の制度に基づき、毎年1回、行政・NPO双方から企画相談、募集を行っている。

＜自由記述欄＞

(2) 職員の全庁的な育成方針をどのように定められますか？

よりよい協働を実践していくためには、全職員が協働の考え方を理解すると共に、職員間でその理解を共有する必要があります。職員の研修等についてお考えを聞かせてください。

＜方針として当てはまる番号に○をおつけください＞

※以下、現業系を除く事務系職員を「全職員」としています。

0	協働に関して全職員を対象とした情報提供を行う予定はない（協働担当部署職員のみの研修等）。
1	全職員に協働の進め方に関する資料を配布、又は一部の職員が研修を受ける。
2	全職員に協働の進め方に関する資料を配布、かつ一部の職員が研修を受ける。
3	全職員のほとんどが上司又は担当部署から、協働の進め方に関する説明を受ける。
4	全職員の20%以上又は管理職の30%以上が、着任後2年間以内に協働に関する研修を受ける。
5	全職員の30%以上又は管理職の50%以上が、着任後2年間以内に協働に関する研修を受ける。
6	全職員の50%以上又は管理職の70%以上が、着任後2年間以内に協働に関する研修を受ける。

(2014年の調査結果)

毎年、職員向けの協働研修会を実施しており、平成24年度は主査52人、平成25年度は74人の課長・係長が受講した。平成26年度からは全所属係長を対象に提案型協働事業の説明会を実施。協働ハンドブックを165所属中150所属に配布した。

＜自由記述欄＞

全職員が毎年研修を受講するように努めており、一年内の最低1回は市役所との意見を何種かの形で諮詢する機会を設けた。

(3) 全庁的な協働の推進体制を整えますか？

地域の課題は多岐にわたり、一つの部署で対応できないケースも見られます。その解決には全庁的な情報共有・協働推進が重要です。全庁的な整備についてお考えを聞かせてください。

<方針として当てはまる番号に○をおつけください>

0	全庁的な推進体制を整える予定はない。
1	協働を推進するための手引きを作成する。
2	多くの部署を対象とした協働推進のための会議又は学習会を随時開催する。
3	多くの部署を対象とした協働推進のための定例会議（又は学習会）を開催する。
4	全部署に協働推進担当者を任命、又は協働案件を検討するための関係部署による調整会議を随時開催するなど協働について全庁的なやりとりを日常的に行う。
5	全部署に協働推進担当者を任命し、協働案件を検討するための関係部署による調整会議を定期的に開催するなど協働について全庁的なやりとりを日常的に行う。

(2014年の調査結果)

平成20年度から毎年、職員向けの協働研修を実施している。また別途、職員有志による勉強会も実施している。

<自由記述欄>

(4) 庁内で協働事例は共有・活用されますか？

庁内で協働に関する理解を促進するためにも、実施した協働事例は公開し次のステップとしての資料として活かすことが必要です。庁内における事例活用の方法について、お考えを聞かせてください。

<方針として当てはまる番号に○をおつけください>

0	協働事例の収集・共有を行う予定はない。
1	協働事例が知りたい場合は市民活動の担当部署に尋ねねばわかる状態とする。
2	協働事例集を年に1回程度、作成・配布する。
3	協働事例がいつでもデータベースで検索できるよう整備する。
4	協働事例集を教材として、庁内で学習会を開催する。
5	協働事例をもとに、市民も参加する学習会を開催する。

(2014年の調査結果)

データベースは無く協働事例を協働ハンドブックの他、CATV、HPで毎月紹介している。

<自由記述欄>

【3】しぐみを活用するために、協働のパートナーと共に学び、互いが育つしぐみについて

(1)市民(NPO)からの提案を受け入れるしぐみを工夫されますか?

市民からの提案を重要視し、その提案を積極的に受け入れる体制をどのように整備されるかについて、お考えを聞かせてください。

<方針として当てはまる番号に○をおつけください>

0	提案を受け止めた後の対応を制度化する予定はない(パブリックコメント、市長への手紙などを受ける窓口のみ設ける)。
1	市民活動団体に対する補助・助成制度のみ設ける。
2	予算編成の前後に、協働に関する年間事業説明会を開催する。
3	特定部署が示す特定テーマについてのみ市民から提案できる(提案と協議の手続きが決まっており、採択基準及び予算的な担保がある)。
4	特定部署に対してのみ、広く市民から提案できる(提案と協議の手続きが決まっており、採択基準が明記されている)。
5	市民(NPO)からの提案は、全庁のすべての事業について提案できる(部署ごとに提案と協議の手続きを定め、採択基準及び予算的な担保がある)。
6	市民(NPO)からの提案は、全庁のすべての事業についていつでも提案できる(全庁共通の提案と協議の手続きを定め、採択基準及び予算的な担保がある)。

(20014の調査結果)

平成21年度から提案型協働事業を実施しており、庁内の全ての部署が対象となり市民活動団体は事業提案ができる。

<自由記述欄>

(2) 協働事業・協働先の選定方法について

ア) 審査の手順・基準や、結果・根拠をどのように公開されますか？

協働事業及び協働先の選定は、地方公共団体と市民（NPO）が相互理解を形成するプロセスであることを意識して実施することが重要であり、それが公平性の確保にもつながります。審査手順・基準の事前公開、また事後の結果公開の予定について、お考えを聞かせてください。

＜方針として当てはまる番号に○をおつけください＞

0	手順・基準は事前に公開せず、結果のみ公開する。
1	手順のみ事前に公開する。
2	手順・基準とともに事前に文書で公開する。
3	手順・基準を事前に公開するとともに、審査結果の具体的かつ合理的な根拠を公開する。
4	事前に手順や基準、そして応募に際しての質問やその回答を公開するとともに、審査結果の具体的かつ合理的な根拠を公開する。

（2014年の調査結果）

提案型協働事業の募集要項で審査の手順・基準が事前に公開され、HPで審査結果・審査会の内容が公開されている。

＜自由記述欄＞

イ) 審査機関へ市民がどのように参画するようにしますか？

審査委員会等における委員公募について、お考えを聞かせてください。

＜方針として当てはまる番号に○をおつけください＞

0	市民の参画予定はない。
1	協働案件の審査機関に市民委員が参画している（公募は行わない）。
2	補助・助成制度のみ審査委員に市民から公募する。
3	協働施策を検討・審議する機関に、市民委員が参画する（公募は行わない）。
4	協働施策を検討・審議する機関に、市民を公募する。
5	協働案件の審査または協働施策の監査にあたる機関に、市民を公募する。
6	協働案件の審査および協働施策の監査にあたる機関に、市民を公募する。

（2014年の調査結果）

市民活動支援補助金審査、提案型協働事業審査には専門性が求められるため、市民公募委員は入っていない。協働施策を検討・審議する市民力推進委員会は15名の内2名が公募委員として参画している。

＜自由記述欄＞

ウ) 選考結果をどのようにフィードバックされますか？

合否の結果にとどまらず、将来の協働相手となりうる NPO 等の事業力の向上に結び付けることを意識したフィードバックが行われるご予定、選考結果の公開内容、公開方法についてお考えを聞かせてください。

＜方針として当てはまる番号に○ををつけください＞

0	採択・不採択の結果のみ通達する。
1	審査委員の代表から、総括コメントを示す。
2	事前に示された審査基準に基づく採点結果を申請者に通達する。
3	事前に示された審査基準に基づく採点結果と審査員からのコメントを、各申請者に通達する。
4	事前に示された審査基準に基づく採点結果又は審査員からのコメントをすべての申請者について公開する。
5	事前に示された審査基準に基づく採点結果と審査員からのコメントをすべての申請者について公開し、申請者が他団体との比較から学ぶことができる。
6	事前に示された審査基準に基づく採点結果と審査員からのコメントおよび審査過程を全ての申請者について公開し、申請者が他団体との比較から学ぶことができる。

(2104 年の調査結果)

提案型協働事業は審査結果・コメントがネットで公開されている。

＜自由記述欄＞

(3) 協働事例をどのように公開・活用されますか？

協働事業は一般的な行政の事業より積極的に公開することで、市民の参加・協力や他の協働事業や協働環境の改善を促さなければなりません。一般市民の観点での事例の公開・活用の考え方についてお考えを聞かせてください。

<方針として当てはまる番号に○をおつけください>

0	協働事例を公開する予定はない。
1	ウェブサイト以外の方法で協働事例を公開する（閲覧・取り寄せ可能など）。
2	協働事業の名称のみの一覧表をウェブサイトで公開する。
3	協働事例の概要がわかる一覧表をウェブサイトで公開する。
4	協働事例の発表会・報告会を毎年開催する。
5	協働事例の詳細が分かる報告書をウェブサイトで公開する。
6	事業評価結果を含む協働事例の詳細が分かる報告書をウェブサイトで公開する。

(2014年の調査結果)

提案型協働事業の報告会に関する情報を公開するだけでなく、協働事例を協働ハンドブックやCATVで紹介し、HPでも公開している。

<自由記述欄>

(4) しくみを普及するためにNPOと共に学び、互いに育つしくみをどのように構築されますか？

NPOと「共に育ち」「共に学ぶ」観点での取り組みについてお考えを聞かせてください。

<方針として当てはまる番号に○をおつけください>

0	育成の機会を設ける予定はない。
1	協働に関する各種制度・施策の説明会を行う。
2	NPOの事業力を育てる機会を設ける。
3	庁内の主要部署とNPOが協働事業の進め方について協議する場を随時設ける。
4	庁内の主要部署とNPOが協働事業の進め方・評価について協議する場を常設する。
5	庁内の主要部署とNPOが協働事業の評価や中期計画について協議する場を常設する。

(2014年の調査結果)

提案型協働事業の募集要項で協議、評価の場が設けられている。

<自由記述欄>

【4】協働事例の評価・ふりかえりについて

協働事例の評価・ふりかえり、制度の改善をどのように行われますか？

協働事業の評価・ふりかえりは、次の協働事業を検討・実施する際のヒントとなり、よりよい協働の実現に繋がります。事業実施後の評価・ふりかえりの実施とその結果が次年度の事業や制度の改善に生かされているかどうかについて、お考えを聞かせてください。

＜方針として当てはまる番号に○をつけてください＞

0	評価を実施しない。
1	NPOと自治体のそれぞれが評価を行うが共有しない（事務事業評価のみなど）。
2	受益者や関係者などの評価を行うが、共有しない。
3	NPOと自治体のそれぞれが評価を行い文書で共有する。
4	受益者や関係者などの評価もあわせて、NPOと自治体がふりかえりの機会を複数回（中間と終了後など）設ける。
5	各協働事業について複数回実施された評価・ふりかえりの結果が、次年度の事業の立案や実施に反映される。
6	各協働事業について複数回実施された評価・ふりかえりの結果が公開され、次年度の事業と制度の改善に反映される。

（2014年の調査結果）

提案型協働事業は、中間報告会及び事業終了後に自己評価シートを作成し、行政・市民活動団体がそれぞれ作成し、事業のふりかえりや意見交換を経て1枚の自己評価シートを作成している。

＜自由記述欄＞

【5】協働に関する情報の発信・整備について

(1) 自治体のウェブサイトへ協働に関する必要な情報をどのように公開されますか？

（）ウェブサイトに協働の情報がどれだけ公開されるか（協働先にとって本当に必要な情報がタイムリーに公開されるか）についてお考えを聞かせてください。

<方針として当てはまる□に✓をおつけください ※複数選択可>

<input checked="" type="checkbox"/>	協働の原則、基本方針を開示する。
<input checked="" type="checkbox"/>	過去の協働事業の一覧表を開示する。
<input checked="" type="checkbox"/>	協働事業の提案方法を開示する。
<input checked="" type="checkbox"/>	今後の協働の進め方、促進のための具体的な施策を開示する。
<input checked="" type="checkbox"/>	協働事業の選考結果など、決定時にタイムリー（おおむね1週間以内）に開示する。

(2014年調査結果)

協働の原則、基本方針が開示されている。

過去の協働事業の一覧表が開示されている。

協働事業の提案の方法が開示されている。

<自由記述欄>

(2) 協働環境を向上するために、どのようにNPO等の情報を整備・公開されますか？

協働を促すためにNPO等の情報を整備し、広く公開されるかどうか、公開情報の質や速度、使いやすさについてお考えを聞かせてください。

＜方針として当てはまる番号に○をおつけください＞

0	特定非営利活動促進法で定められた基本的な情報を、担当部署での書面閲覧で公開する (ウェブサイトでは開示しない)。 (同法の適用を受けない自治体では「基本的な情報を開示しない」)
1	特定非営利活動促進法で定められた基本的な情報をウェブサイトで公開する。
2	団体名・代表者名・連絡先・定款・活動報告書といった基本的な情報に加え、各団体の活動実績や事業・行事・催事などの案内をウェブサイトで紹介する。
3	特定非営利活動法人だけでなく、ボランティアサークル、町内会・自治会などの地縁団体など幅広い団体について、基本的な情報をウェブサイトで閲覧できるようにする。
4	基本的な情報や実績・案内に加え、自治体などとの協働実績を公開する。
5	団体情報を団体自らが編集・加筆などを行うことができ、変更が発生する都度、情報が最新のモノに更新できる。
6	団体一覧や検索結果などをダウンロードすることができる。また公開されている情報をSNS等で共有できる。

(2014年の調査結果)

ながさき市民力ネットのウェブサイト上にNPO法人並びに任意団体の情報について、団体の強み弱みやPRとともに掲載している。

＜自由記述欄＞

【6】指定管理者制度の導入・運用と市民の参画について

(1) 指定管理者制度における選定までのプロセスへ、市民参画はどのようにされますか？

各施設において指定管理者の選定プロセスに市民が参加するか、また、選定プロセス及び選定結果についての情報公開がされるかについてお考えを聞かせてください。

<方針として当てはまる番号に○をおつけください>

0	市民の参画予定はない。
1	制度設計や審査制度についてパブリックコメントのみ実施する。
2	全ての施設に共通する基本指針の策定に市民が参画する。
3	指定管理の対象となる 20%以上の施設・事業について、制度設計または審査機関に公募の市民が参加する。
4	指定管理の対象となる 20%以上の施設・事業について、制度設計と審査機関に、公募の市民が参加する。
5	指定管理の対象となる 50%以上の施設・事業について、制度設計と審査機関に、公募ではない市民が参加する。
6	指定管理の対象となる 50%以上の施設・事業について、制度設計と審査機関に、公募の市民が参加し、その経過・結果をウェブ上で開示する。

(2014 年の調査結果)

公募の市民は選定していないが、長崎市指定管理者候補者選定委員会において、利用者の立場から審査していただくため、学識経験者等以外に施設利用者や利用団体等から委員を選任している。また、選定結果については、採点結果、応募団体の評価結果、審査会の委員名簿等を審査後に HP で公表している。

<自由記述欄>

(2) 指定管理者に対する、監査・モニタリングの機関の有無、市民の参画方法はどうされますか？

指定管理者導入後の当該事業・施設の運営状況について、点検・評価の機会があるか、またその機会に市民が参加するかについて、お考えを聞かせてください。

<方針として当てはまる番号に○をおつけください>

0	監査・評価機関は設けない。
1	監査・評価機関は設けるが、市民の参画は予定しない。
2	10%以上の指定管理者導入施設・事業の監査・評価機関に市民が参画する。
3	50%以上の指定管理者導入施設・事業に監査・評価機関を設置し、公募ではない市民が参画する。
4	50%以上の指定管理者導入施設・事業に監査・評価機関を設置し、公募の市民が参画する。
5	70%以上の指定管理者導入施設・事業に監査・評価機関を設置し、公募ではない市民が参画する。
6	70%以上の指定管理者導入施設・事業に監査・評価機関を設置し、公募の市民が参画する。

(2014年の調査結果)

施設の運営状況に関するモニタリングでは、指定管理者が利用者アンケートの利用者意見等を検討し、また担当課が現地調査、聞き取り調査、報告書の調査を行っている。担当課が実施したモニタリングの結果については、市議会常任委員会へ報告するとともに、HPでも公開している。

<自由記述欄>

アンケート票2は以上です。ご協力誠にありがとうございました。